

平成27年度男女雇用機会均等法等の施行状況

富山労働局雇用環境・均等室

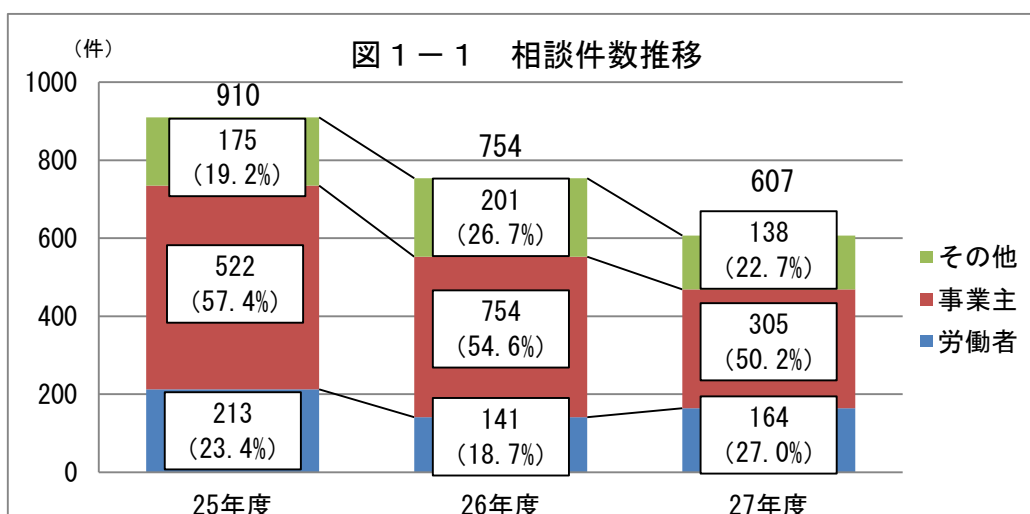
1 相談

(1) 相談総数

◆ 平成27年度に雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談は607件。

○相談件数は、減少傾向にある（図1-1）。

○相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が305件（50.2%）、労働者からの相談が164件（27.0%）となっており、労働者からの相談は増加している。



(2) 各法ごとの相談

◆ 男女雇用機会均等法関係が188件、育児・介護休業法関係が386件、パートタイム労働法関係が33件。

① 男女雇用機会均等法

○男女雇用機会均等法に係る相談については、「妊娠等による不利益取扱い」が44件で最も多く、「セクハラ」35件、「母性健康管理」29件と続く（図1-3）。

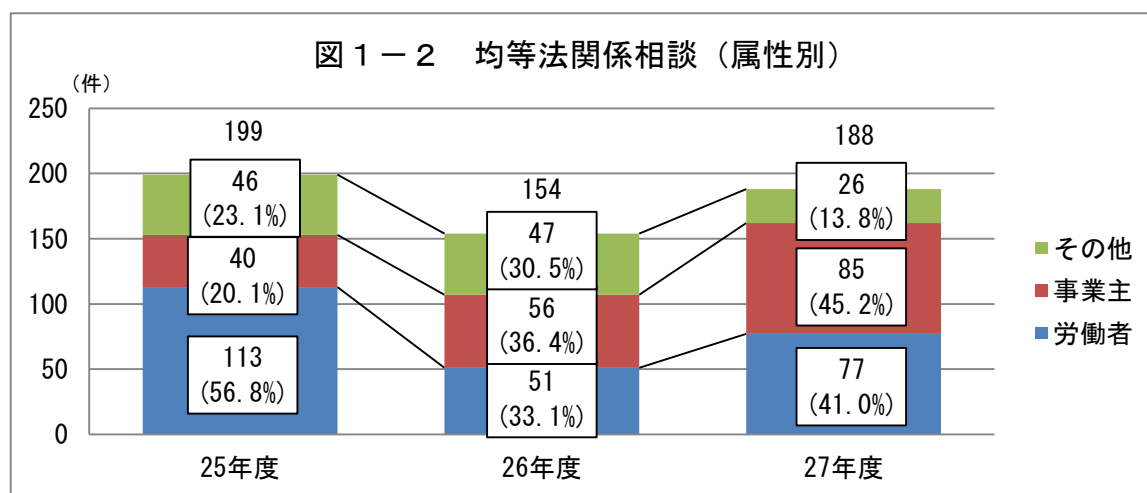
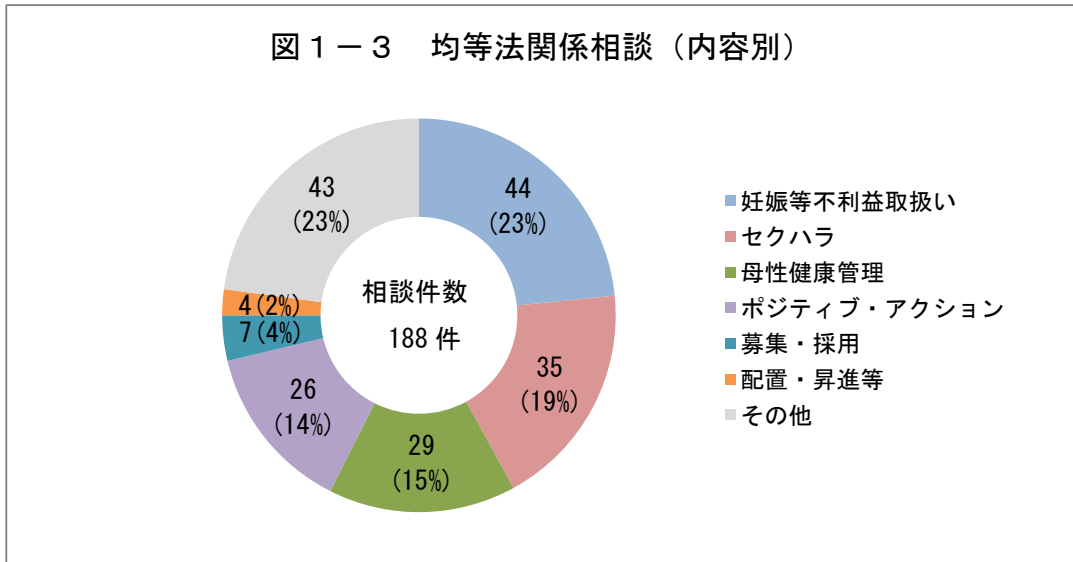


図 1 - 3 均等法関係相談（内容別）



②育児・介護休業法

○育児・介護休業法に係る相談については、「育児休業」が136件で最も多く、「育児短時間勤務」76件、「介護休業」22件と続く（図1-5）。

図 1 - 4 育介法関係（属性別）

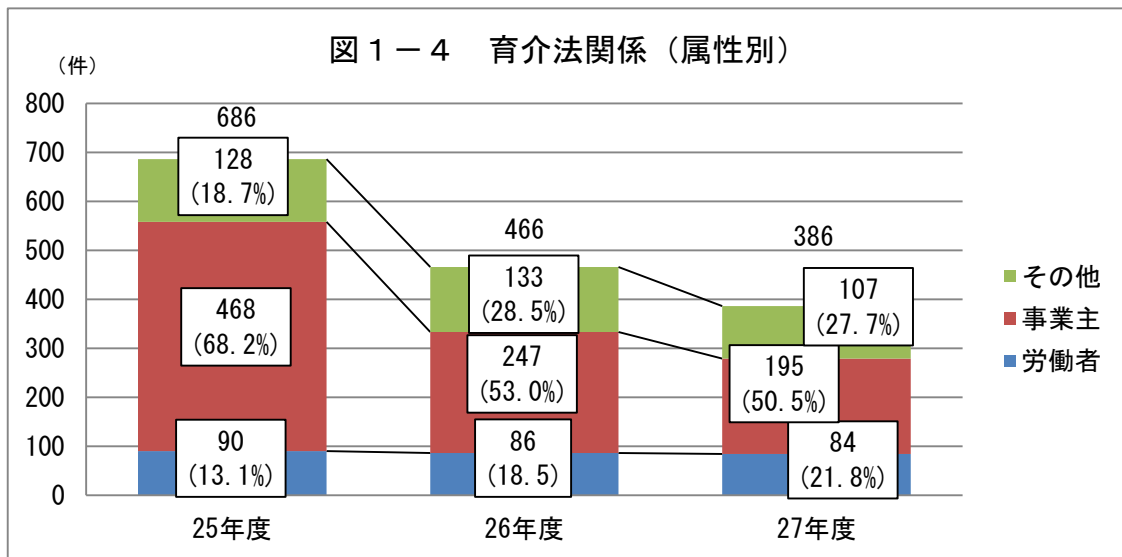
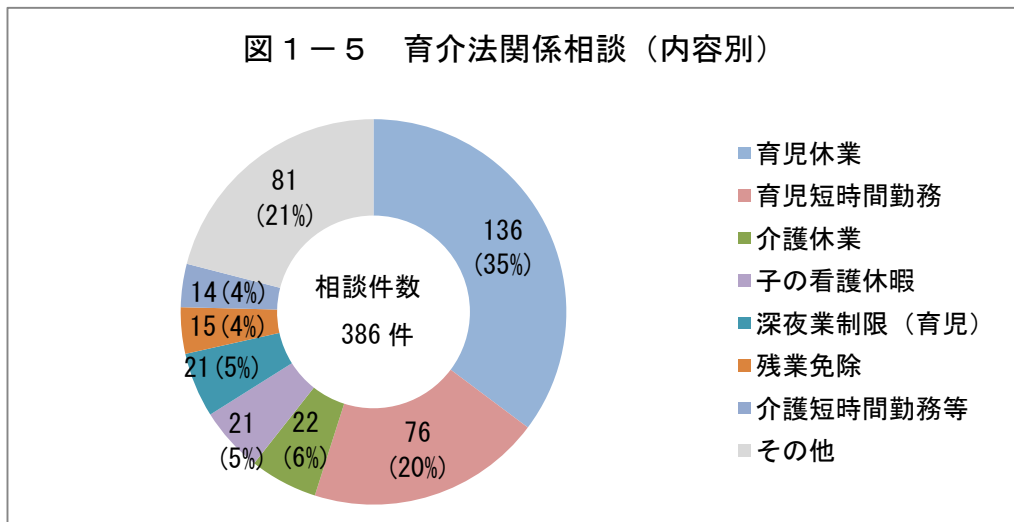
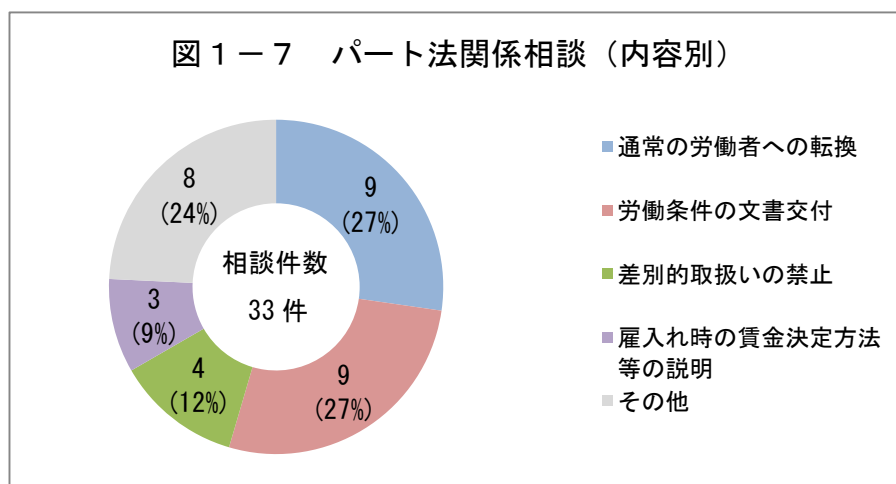
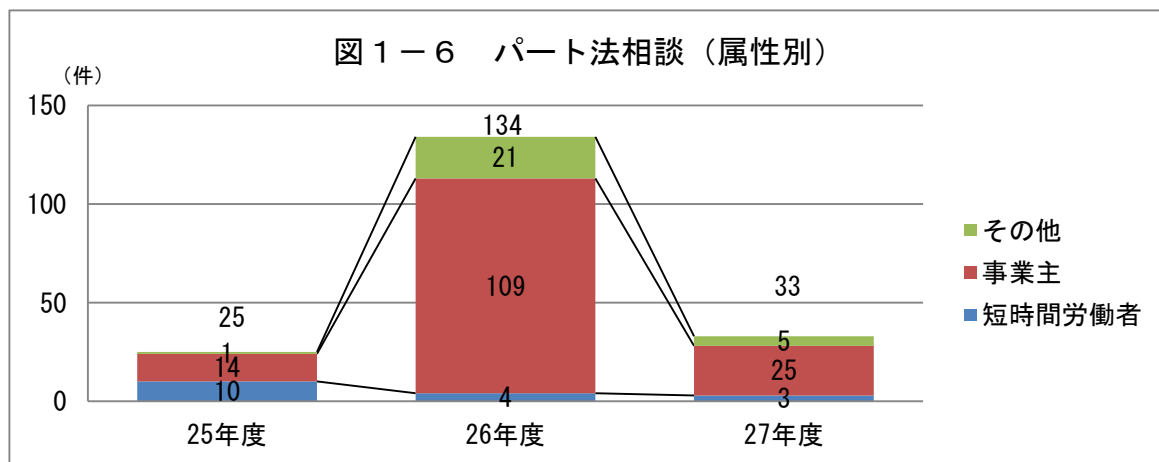


図 1 - 5 育介法関係相談（内容別）



③パートタイム労働法

○パートタイム労働法に係る相談については、平成26年度は平成27年4月の改正法施行を受け事業主からの相談が増加したが、平成27年度は大幅に減少。相談内容は「通常の労働者への転換」及び「労働条件の文書交付」が各9件（図1-6、図1-7）。



(3) マタニティハラスメント相談

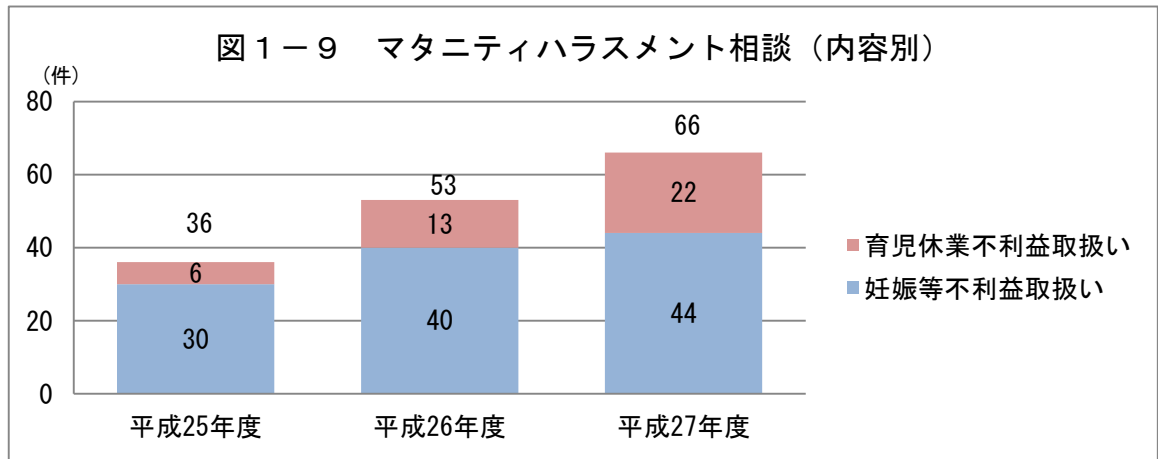
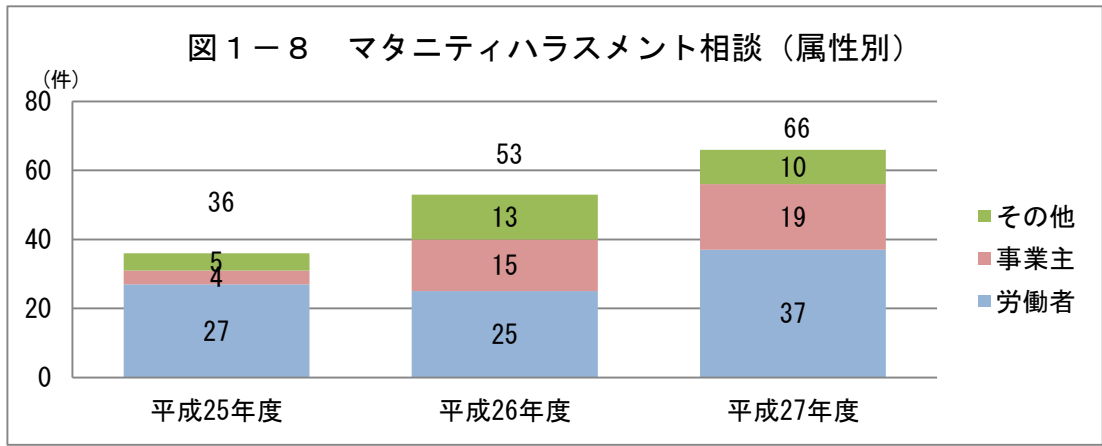
◆ マタニティハラスメントに係る相談は66件で、前年度（53件）の約1.2倍となった。

○いわゆる「マタニティハラスメント」に該当する「妊娠等を理由とする不利益取扱い」及び「育児休業を理由とする不利益取扱い」に関する相談^(注)は、平成27年度は66件である。

(注) 妊娠等を理由とする不利益取扱い 男女雇用機会均等法（第9条3項）で禁止されている。
育児休業を理由とする不利益取扱い 育児・介護休業法（第10条）で禁止されている

○「その他（家族等を含む）」からの相談は横ばいだが、「事業主」及び「労働者」からの相談はいずれも増加している（図1-8）。

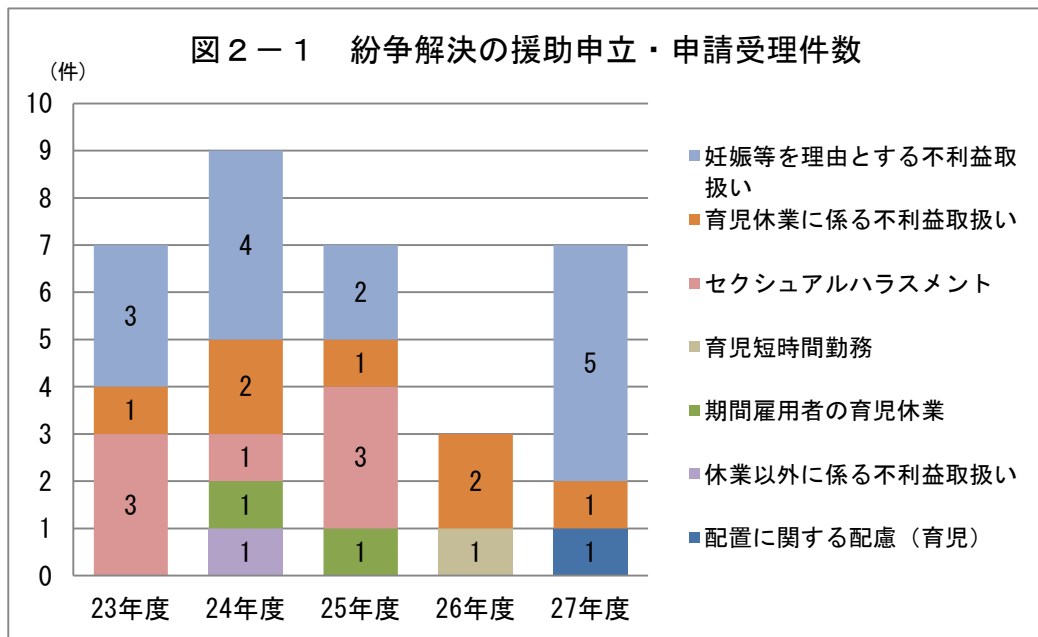
○相談内容としては、育児休業を理由とする不利益取扱いが大幅に増えてきている（図1-9）。



2 紛争解決援助

◆ 「労働局長による紛争解決援助」が7件。「調停」はなし。

○申立内容は、男女雇用均等法関連（妊娠等を理由とする不利益取扱い）及び育児・介護休業法関連（「育児休業に係る不利益取扱い」、「育児中の労働者の配置に関する配慮」）となっている（図2-1）。パートタイム労働法関係の申立はなし。



3 是正指導

(1) 男女雇用機会均等法に基づく指導(男女雇用機会均等法第 29 条)

◆ 158 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの均等法違反が確認された 141 事業所 (89.2%) に対し、239 件の是正指導を実施。

○指導事項としては、「セクシュアルハラスメント対策」が最も多く、次いで「母性健康管理措置」となっている (表 3-1)。

表3-1 是正指導件数の推移

(件)

指 導 内 容	25 年度	26 年度	27 年度
募集・採用	5 (1.5%)	2 (0.5%)	2 (0.8%)
配置・昇進・降格・教育訓練等	7 (2.1%)	1 (0.3%)	1 (0.4%)
間接差別	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)
セクシュアルハラスメント対策	198 (60.6%)	259 (67.4%)	155 (64.9%)
母性健康管理措置	117 (35.8%)	121 (31.5%)	81 (33.9%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	327 (100.0%)	384 (100.0%)	239 (100.0%)

(2) 育児・介護休業法に基づく是正指導(育児・介護休業法第 56 条)

◆ 193 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの育児・介護休業法違反が確認された 192 事業所 (99.5%) に対し、772 件の是正指導を実施。

○指導事項としては、「育児のための所定労働時間の短縮措置等」が 89 件 (11.5%)、「介護のための所定労働時間の短縮等の措置等」が 72 件 (9.3%)、「育児休業」が 70 件 (9.1%)、「育児のための時間外労働の制限」が 54 件 (7.0%) となっている (表 3-2)。

表3-2 是正指導件数の推移

指 導 内 容		25 年度	26 年度	27 年度
育 児 休 業	育児休業	128 (9.3%)	83 (9.3%)	70 (9.1%)
	子の看護休暇	106 (7.7%)	52 (5.8%)	31 (4.0%)
	所定外労働の制限	110 (8.0%)	54 (6.0%)	37 (4.8%)
	時間外労働の制限	104 (7.5%)	68 (7.6%)	54 (7.0%)
	深夜業の制限	49 (3.5%)	22(2.5%)	21(2.7%)
	所定労働時間の短縮措置等	146 (10.6%)	100 (11.2%)	89 (11.5%)
	所定労働時間の短縮措置等(第 24 条) ※努力義務	193 (14.0%)	138 (15.4%)	129 (16.7%)
	小 計	836(60.5%)	517(57.8%)	431(55.8%)

介護休業	介護休業	76 (5.5%)	52 (5.8%)	50 (6.5%)
	介護休暇	108 (7.8%)	60 (6.7%)	34 (4.4%)
	時間外労働の制限	58 (4.2%)	38 (4.2%)	27 (3.5%)
	深夜業の制限	47 (3.4%)	23 (2.6%)	19 (2.5%)
	所定労働時間の短縮措置等	96 (6.9%)	77 (8.6%)	72 (9.3%)
	休業期間等の通知	0(0.0%)	0(0.0%)	1(0.1%)
	小 計	385(27.9%)	250(27.9%)	203(26.3%)
職業家庭両立推進者 ※努力義務		161(11.6%)	128(14.3%)	138(17.9%)
合 計		1382(100.0%)	895(100.0%)	772(100.0%)

(3) パートタイム労働法に基づく是正指導(パートタイム労働法第 16 条)

◆ 326 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム労働法違反が確認された 310 事業所 (95.1%) に対し、1029 件の是正指導を実施。

○指導事項としては、「労働条件の文書交付等」が 281 件 (27.3%)、「通常の労働者への転換」が 171 件 (16.6%) となっている (表 3-3)。

表3-3 是正指導件数の推移 (件)

指 導 内 容	25 年度	26 年度	27 年度
労働条件の文書交付等	330 (37.0%)	291 (33.6%)	281 (27.3%)
就業規則の作成手続 ※努力義務	111 (12.5%)	127 (14.6%)	124 (12.1%)
正社員との差別的取扱いの禁止	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
賃金の均衡待遇 ※努力義務	44 (4.9%)	38 (4.4%)	29 (2.8%)
教育訓練	27 (3.0%)	15 (1.7%)	3 (0.3%)
福利厚生施設	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
通常の労働者への転換	189 (21.2%)	210 (24.2%)	171 (16.6%)
雇入れ時の賃金決定方法等の説明	— —	— —	170 (16.5%)
待遇に関する説明 ※努力義務	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
相談のための体制の整備	— —	— —	55 (5.3%)
短時間雇用管理者の選任 ※努力義務	89 (10.0%)	77 (8.9%)	54 (5.3%)
その他 (指針等) ※努力義務	102 (11.4%)	109 (12.6%)	142 (13.8%)
合 計	892 (100.0%)	867 (100.0%)	1029 (100.0%)

<参考>男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の相談内容の内訳

I 男女雇用機会均等法

(件)

相談内容	25年度	26年度	27年度
募集・採用	13 (6.5%)	6 (3.9%)	7 (3.7%)
配置・昇進・降格・教育訓練等	8 (4.0%)	7 (4.6%)	4 (2.1%)
間接差別	1 (0.5%)	4 (2.6%)	5 (2.7%)
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	31 (15.6%)	41 (26.6%)	44 (23.4%)
セクシュアルハラスメント	88 (44.2%)	34 (22.1%)	35 (18.6%)
母性健康管理	27 (13.6%)	23 (14.9%)	29 (15.4%)
ポジティブ・アクション	7 (3.5%)	8 (5.2%)	26 (13.9%)
その他	24 (12.1%)	31 (20.1%)	38 (20.2%)
合計	199 (100.0%)	154 (100.0%)	188 (100.0%)

II 育児・介護休業法

(件)

相談内容		25年度	26年度	27年度
育児関係	育児休業	124 (18.1%)	112 (24.0%)	114 (29.5%)
	子の看護休暇	49 (7.2%)	36 (7.7%)	21 (5.4%)
	不利益取扱い(育児休業)	6 (0.9%)	13 (2.8%)	22 (5.7%)
	不利益取扱い(育児休業以外)	1 (0.1%)	1 (0.2%)	3 (0.8%)
	所定外労働の制限	54 (7.9%)	23 (5.0%)	15 (3.9%)
	時間外労働の制限	46 (6.7%)	19 (4.1%)	13 (3.4%)
	深夜業の制限	42 (6.1%)	21 (4.5%)	21 (5.4%)
	所定労働時間の短縮措置等(第23条)	113 (16.5%)	72 (15.5%)	76 (19.7%)
	所定労働時間の短縮措置等(第24条)	17 (2.5%)	16 (3.4%)	10 (2.6%)
	労働者の配置に関する配慮	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (1.8%)
	休業期間等の通知	4 (0.6%)	3 (0.6%)	5 (1.3%)
	その他	16 (2.3%)	15 (3.2%)	7 (1.8%)
	小計		472 (68.8%)	331 (71.0%)
介護関係	介護休業	54 (7.9%)	39 (8.4%)	22 (5.7%)
	介護休暇	46 (6.7%)	29 (6.2%)	13 (3.4%)
	不利益取扱い	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	時間外労働の制限	32 (4.7%)	15 (3.2%)	11 (2.9%)
	深夜業の制限	33 (4.8%)	17 (3.7%)	9 (2.3%)
	所定労働時間の短縮措置等(第23条)	42 (6.1%)	29 (6.2%)	14 (3.6%)
	所定労働時間の短縮措置等(第24条)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	労働者の配置に関する配慮	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	休業期間等の通知	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
	その他	3 (0.4%)	5 (1.1%)	2 (0.5%)
小計		212 (30.9%)	134 (28.8%)	72 (18.7%)
職業家庭両立推進者		2 (0.3%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)
合計		686 (100.0%)	466 (100.0%)	386 (100.0%)

Ⅲ パートタイム労働法

(件)

相 談 内 容	25 年度	26 年度	27 年度
労働条件の文書交付等	1 (4.0%)	4 (3.0%)	9 (27.3%)
就業規則の作成手続	0 (0.0%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)
短時間労働者の待遇の原則	— —	— —	0 (0.0%)
正社員との差別的取扱いの禁止	1 (4.0%)	9 (6.7%)	4 (12.1%)
賃金の均衡待遇	2 (8.0%)	3 (2.3%)	1 (3.0%)
教育訓練	0 (0.0%)	2 (1.5%)	0 (0.0%)
福利厚生施設	0 (0.0%)	3 (2.3%)	0 (0.0%)
通常の労働者への転換	6 (24.0%)	13 (9.7%)	9 (27.3%)
雇入れ時の賃金の決定方法等の説明	— —	— —	3 (9.1%)
待遇に関する説明	1 (4.0%)	1 (0.7%)	1 (3.0%)
指針	1 (4.0%)	1 (0.7%)	1 (3.0%)
相談のための体制の整備	— —	— —	2 (6.1%)
短時間雇用管理者	2 (8.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
改正法の内容	— —	79 (59.0%)	— —
その他（年休、解雇、社会保険等）	11 (44.0%)	18 (13.4%)	3 (9.1%)
合 計	25 (100.0%)	134 (100.0%)	33 (100.0%)